

地域密着型特定施設入居者生活介護さくら重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

地域密着型特定施設入居者生活介護さくら（横手市指定 第 0590300208 号）

当事業所はご契約者に対して地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 横手福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県横手市駅前町14番9号 |
| (3) 電話番号 | 0182-38-8033 |
| (4) 代表者名 | 理事長 佐々木 兼光 |
| (5) 設立年月日 | 平成22年8月12日 |

2 事業所の概要

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| (2) 事業所の名称 | 特定施設 さくら
(事業所番号 0590300208) |
| (3) 事業所の所在地及び電話番号 | 秋田県横手市駅前町13番22号
TEL 0182-23-8602 |
| (4) 管理者氏名 | 水谷 友香 |

3 事業の目的及び運営の方針

- (1) 事業の目的
要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し適切な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。
- (2) 運営の方針
 - 1 地域密着型特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
 - 2 安定的かつ継続的な事業運営に努めます。
 - 3 地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷地	819.15m ²
建物：構造	鉄筋コンクリート 3階建（耐火建築）
：延べ床面積	1305.02m ²
：利用定員	29人

(2) 主な設備

設 備	室 数	面 積	備 考
居室（Aタイプ）	24室	19.98m ²	
居室（Bタイプ）	2室	23.31m ²	
居室（Cタイプ）	3室	19.05m ²	
一時介護室	1室	9.72m ²	
食堂・居間（1階）	1室	39.71m ²	
食堂・居間（2階・3階）	2室	52.51m ²	
浴室・脱衣室（1階）	1室	35.07m ²	特殊浴槽
浴室・脱衣室（2階・3階）	2室	8.45m ²	
洗濯室（1階）	1室	6.61m ²	
洗濯室（2階・3階）	2室	4.05m ²	

5 職員体制（主たる職員）

- (1) 管理者 1人（常勤：計画作成担当者と兼務）
- (2) 生活相談員 1人（介護職員と兼務）
- (3) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1人
- (4) 介護職員 13人以上
- (5) 看護職員 1人以上
- (6) 機能訓練指導員 1人以上（看護職員と兼務）
- (7) 事務職員 1人以上
- (8) 調理員 3人以上

6 職員の勤務体制

- (1) 管理者：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
- (2) 生活相談員：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
- (3) 看護職員：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えるオンコールをとっております。

- (4) 介護職員：早番 6：30～15：30
日勤 8：30～17：30 ほか
遅番 13：00～22：00
夜勤 21：45～ 6：45

- (5) 介護支援専門員：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

7 地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

【食事】利用者様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

【排泄】利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

【入浴】入浴または清拭を週2回行います。利用者様の状況に応じて、適切な入浴介助を行います。

【離床、着替え、整容等】寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

【機能訓練】機能訓練指導員により、利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

【健康管理】看護職員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。

また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。利用者様が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。

【相談及び援助】当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 生活相談員 柴田 沙織

【社会生活上の便宜の提供】当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者様及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

(2) 介護保険給付外サービス

【理容】理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

【日常生活品の購入代行】入居者様及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむを得ない場合を除き、3日前までに購入代金を添えてお申し込み下さい。

(申込先：職・氏人) 事務局長 中山 美雪

【金銭管理】ご利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。

ご利用いただく際は、別途委託契約の締結が必要です。

《管理する金銭の形態》 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

《お預かりするもの》 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

《保管管理者》 施設長 大山 育子

《出納方法》 預かり金取扱規程に定める手続による。

預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを利用者様へ交付します。

8 利用料金

(1) 介護保険対象サービス利用料

	要介護度	単位	利用料	利用者 1割 負担額	備考
基本 部分	要介護1	1日	5,330円	533円	
	要介護2	1日	5,970円	597円	
	要介護3	1日	6,660円	666円	
	要介護4	1日	7,300円	730円	
	要介護5	1日	7,980円	798円	
加算 分	サービス提供体制強化 加算Ⅰ(イ)	1日	180円	18円	介護職員のうち介護福祉士が占める割合が6割を満たしている
	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日	30円	3円	施設として入居者数、職員などの要件を満たしている
	認知症専門ケア加算Ⅱ	1日	40円	4円	施設として入居者数、職員などの要件を満たしている
	看取り介護体制加算 〔死亡日前4日以上30日以下〕	1日	1,440円	144円	看取り介護体制の構築・強化がされている
	看取り介護体制加算 〔死亡日の2日又は3日〕	1日	6,800円	680円	看取り介護体制の構築・強化がされている
	看取り介護体制加算 〔死亡日〕	1日	12,800円	1,280円	看取り介護体制の構築・強化がされている

	夜間看護体制加算	1 日	100 円	10 円	24 時間連絡 できる体制 が整ってい る
	医療機関連携加算	1 ヶ月	800 円	80 円	利用者の主 治医に対し て健康状態 を月 1 回以 上情報提供 する。
	介護職員処遇改善加算	1 ヶ月	1 ヶ月の総単位数に 6.1% を乗じた額		介護サービ ス費と加算 に対して一 律 6.1%が 上乗せされ ます。

※ 該当する加算が算定されます。

(2) 居住費及び食費

居住費 (1 ヶ月)	48,000 円
食費 (1 日)	1,380 円 (朝食 : 380 円、昼食・夕食 : 500 円)
共益費 (1 ヶ月)	11,000 円

(3) 日常生活費、その他の費用等

レクリエーション材料費	実費
日常生活上必要な物品の購入費 (おむつ代他)	実費
サービス記録複写物の交付 (1 枚)	20 円
家電品持ち込み使用料	2,000 円

(4) 利用料金の支払方法

利用料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

窓口での現金支払	
指定口座への振り込み	秋田銀行 横手条里支店 普通預金
指定口座からの引き落とし	秋田銀行・北都銀行・J Aあきたふるさと 北日本銀行

9 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口に設置した苦情受付ボックスでも受け付けております。ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

管 理 者 水谷 友香 TEL 0182-23-8602

受付時間 月～土曜日 9:00～17:00

※代表の電話番号0182-38-8033でも受け付けます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横手市役所 高齢ふれあい課 介護保険係	所在地 電話番号 FAX	秋田県横手市中央町8-2 0182-35-2134 0182-26-2188	横手地域局内
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 FAX 受付時間	秋田県秋田市山王4丁目2-3 018-883-1550 018-883-1551 平日 9:00 ~ 17:00	市町村会館4階
秋田県福祉サービス 相談センター	所在地 電話番号 受付時間	秋田県秋田市旭北栄町1-5 018-864-2726 平日 9:00 ~ 17:00	秋田県社会福祉会館内

10 非常災害時の対策

- (1) 非常時の対応：別途定める消防計画にのっとり対応を行います。
- (2) 近隣との協力関係：駅前町町内会（横手消防団第2分団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
- (3) 平常時の訓練等防災設備：別途定める消防計画にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者様も参加して実施します。

設備名称	個数等	設備名称	個所
スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
避難階段	個所	屋内消火栓	あり
自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
誘導灯	個所	漏電火災報知機	あり
ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			

- (4) 消防計画等：消防署への届出日：平成25年4月15日
防火管理者：水谷 友香

11 秘密の保持

事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

1 2 当施設ご利用の際に留意いただく事項

【来訪・面会】面会時間は8：30～20：00です。来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。なお、面会などで嗜好品や身の回りの品を置いていかれる場合、職員に一声お願いいたします。

【外出・外泊】外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。なお、外泊期間中も居住費をご負担いただきます。

【食事】食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費は発生しません。

【医療機関への受診】医療を必要とする場合は、利用者様の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。診療等に要する費用は、本人負担となります。

協力医療機関　：　平鹿総合病院

協力歯科　　　：　石田歯科医院

【居室・設備・器具の利用】居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

【喫煙・飲酒】施設内は禁煙です。飲酒はできません。

【迷惑行為等】騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者様の居室等に立ち入らないようにしてください。

【所持品の管理】預かり金取扱規程により事務所において保管、管理いたします。

【現金等の管理】預かり金取扱規程により事務所において保管、管理いたします。

【宗教活動・政治活動】施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

【動物飼育】施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

私は、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 日 平成 年 月 日

説明者職氏名

地域密着型特定施設入居者生活介護さくら 管理者 水谷 友香 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

同 意 日 平成 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

利用者の身元引受人

住 所

氏 名

印